

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第六号

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁組織規則（昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

「総務課

」教育政策課

教職員課

教職員課

教育政策課

学校教育課

学校教育課

体育保健課

社会教育・文化財課

社会教育・文化財課

体育保健課

教育支援課

第五条を次のように改める。

（課の分掌事務）

第五条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

教育政策課

- 一 教育施策の基本方針に関すること。
- 二 教育内容に関する重要施策の企画立案及び総合調整に関すること。
- 三 県立学校の整備計画についての調査、企画及び立案に関すること。
- 四 県立学校の通学区域に関すること。
- 五 教育の充実及び振興に関すること。
- 六 特別支援教育に関すること。
- 七 教育庁、教育機関（県立学校を除く。）及び公立学校の情報化の推進に関

すること。

八 校長及び教員の研修に関すること。

#### 教職員課

一 教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。

二 教職員の厚生、福利及び公務災害補償に関すること。

三 教職員の服務に関する研修及び勤務成績の評定に関すること。

四 教育職員の免許状に関すること。

五 教育関係職員の保健衛生に関すること。

六 教育関係職員健康診断審査委員会に関すること。

七 教職員の組織する職員団体に関すること。

八 公立学校共済組合及び財団法人佐賀県教育職員互助会（昭和四十七年十

二月一日に財団法人佐賀県教育職員互助会という名称で設立された法人をいう。）に関すること。

#### 学校教育課

一 学校教育の指導助言に関すること。

二 学校の運営管理及び生徒管理に関すること。

三 学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

四 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

五 県立学校（特別支援学校を除く。）の入試事務に関すること。

六 人権・同和教育に関すること。

七 その他学校教育に関すること。

#### 体育保健課

一 学校保健体育の指導及び助言に関すること。

二 競技スポーツの普及及び振興に関すること。

三 生涯スポーツの普及及び振興に関すること。

- 四 佐賀県スポーツ振興審議会に関すること。
  - 五 全国高等学校総合体育大会の開催準備に関すること。
  - 六 学校保健安全に関すること。
  - 七 学校給食及び寄宿舎食に関すること。
  - 八 生徒、児童及び幼児の保健衛生に関すること。
  - 九 体育団体、学校衛生団体及び学校給食団体に関すること。
  - 十 市村記念体育館、佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館、佐賀県ヨットハーバーその他の体育施設に関すること。
  - 十一 その他保健体育に関すること。
- 社会教育・文化財課
- 一 生涯学習の推進に関すること。
  - 二 成人教育に関すること。
  - 三 青少年教育に関すること。
  - 四 女性教育に関すること。
  - 五 家庭教育支援に関すること。
  - 六 社会教育指導者等の研修に関すること。
  - 七 社会教育主事の資格の認定に関すること。
  - 八 青少年団体、女性団体及びPTAその他社会教育団体に対する指導助言に関すること。
  - 九 公民館に関すること。
  - 十 図書館先進県づくりに関すること。
  - 十一 視聴覚教育に関すること（学校に関するものを除く。）。
  - 十二 佐賀県少年自然の家に関すること。
  - 十三 文化財の保存及び活用に関すること。
  - 十四 埋蔵文化財の調査に関すること。

- 十五 世界遺産のうち文化財に関すること。
- 十六 美術刀剣類の審査登録に関すること。
- 十七 ユネスコ活動に関すること。
- 十八 博物館に関すること。
- 十九 佐賀県立宇宙科学館に関すること。
- 二十 その他一般社会教育及び文化財に関すること。

#### 教育支援課

- 一 学校予算の配当に関すること。
  - 二 教育財産の管理に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
  - 三 学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
  - 四 学校その他の教育機関の敷地の選定及び変更に関すること。
  - 五 校舎その他の建築物の営繕、保全の計画及び指導に関すること。
  - 六 文書の收受、発送、調査、整理及び保存に関すること。
  - 七 公印に関すること（他課の課長印、課印、室長印及び室印を除く。）。
  - 八 育英及び奨学に関すること。
  - 九 儀式及びほう賞に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
  - 十 市町立学校の学級編制の同意に関すること。
  - 十一 授業料の減免に関すること。
  - 十二 その他他課の所管に属しない事項に関すること。
- 第六条第一項中「総務課に学校再編・新太良高校準備室」を「教育政策課に教育情報化推進室」に改める。

第十六条の表の企画主幹の項を削る。

第十八条の表の企画主査の項を削る。

#### 附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。